# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設) 廃止措置計画書(変更) 添付資料1.変更箇所の新旧対照表

令和2年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
添付資料1	添付資料1	
廃止措置の方法,工程及び安全対策(概要)	廃止措置の方法,工程及び安全対策(概要)	
1. 廃止措置の方法	1. 廃止措置の方法	
1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	
変更なし	変更なし	
1.2 廃止措置の基本方針	1.2 廃止措置の基本方針	
1.2.1 廃止措置の進め方	1.2.1 廃止措置の進め方	
(1)~(6) 変更なし	(1)~(6) 変更なし	
1.2.2 関係法令等の遵守	1.2.2 関係法令等の遵守	
変更なし	変更なし	
1.2.3 放射線管理に関する方針	1.2.3 放射線管理に関する方針	
変更なし	変更なし	
   1.2.4 放射性廃棄物に関する方針	1.2.4 放射性廃棄物に関する方針	
変更なし	変更なし	
1.3 廃止措置の実施区分	1.3 廃止措置の実施区分	
変更なし	変更なし	
1.3.1 解体準備期間	1.3.1 解体準備期間	
変更なし	変更なし	
1.3.2 機器解体期間	1.3.2 機器解体期間	
変更なし	変更なし	
1.3.3 管理区域解除期間	1.3.3 管理区域解除期間	
変更なし	変更なし	
1.4 リスク低減の取組	1.4 リスク低減の取組	
1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 変更なし	1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保 変更なし	
1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化 変更なし	1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化 変更なし	

	変更後	備考
1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善	1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善	
変更なし	変更なし	
1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント[	国 1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固	
化	化	
変更なし	変更なし	
.5 使用しない設備の措置	1.5 使用しない設備の措置	
変更なし	変更なし	
.6 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの	D 1.6 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの	
方法	方法	
1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	1.6.1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	
変更なし	変更なし	
1.6.2 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理	1.6.2 使用済燃料,核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理	
変更なし	変更なし	
1.6.3 核燃料物質の譲渡し	1.6.3 核燃料物質の譲渡し	
変更なし	変更なし	
.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去	1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去	
1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴	1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴	
変更なし	変更なし	
1.7.2 解体準備期間における除染	1.7.2 解体準備期間における除染	
変更なし	変更なし	
1.7.3 機器解体期間における除染	1.7.3機器解体期間における除染	
変更なし	変更なし	
1.7.4 管理区域解除期間における除染	1.7.4 管理区域解除期間における除染	
変更なし	変更なし	
廃止措置の工程	2. 廃止措置の工程	
	2.1 廃止の工程の全体像	
.1 廃止の工程の全体像		

変 更 前 (令和 2 年 5 月変更)	変更後	備考
2.2 当面の実施工程	2.2 当面の実施工程	
変更なし	変更なし	
2.3 廃止措置の工程の管理	2.3 廃止措置の工程の管理	
変更なし	変更なし	
及文/4 C		
3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期	3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期	
3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置	3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置	
変更なし	変更なし	
3.2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期	3.2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期	
変更なし	変更なし	
変更なし	変更なし	
4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期	   4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期	
変更なし	変更なし	
4.1 高放射性廃液	4.1 高放射性廃液	
4.1.1 処理を行う方法	4.1.1 処理を行う方法	
変更なし	変更なし	
4.1.2 処理を行う時期	4.1.2 処理を行う時期	
変更なし	変更なし	
4.1.3 工程の管理	4.1.3 工程の管理	
変更なし	変更なし	
4.2 低放射性濃縮廃液	4.2 低放射性濃縮廃液	
4.2.1 処理を行う方法	4.2.1 処理を行う方法	
変更なし	変更なし	
4.2.2 処理を行う時期	4.2.2 処理を行う時期	
変更なし 変更なし	4. 2. 2 处理を11 7 時期 変更なし	
5. 安全対策	5. 安全対策	
5.1 各施設の安全対策	5.1 各施設の安全対策	
5.1.1 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(性能維持施設)	5.1.1 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(性能維持施設)	
再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の	再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の	
処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設につい	処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設につい	
ては当面の間, 再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから, 表 1-	ては当面の間,再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから,表 1-	

備考 変 更 前(令和2年5月変更) 変 更 後

7に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対 策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とし、詳細な 設備については平成29年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を 行う。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の詳細内容については、遅 くとも平成31年度末までに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行うこととし ており、これらの安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃 止措置計画に反映する。

これらの性能維持施設に要求される機能等については、「添付書類六 性能維持 施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。

### 5.1.2 性能維持施設の安全対策

各施設の今後の使用計画を踏まえた上で、施設が保有する放射性物質によるリ スクに応じて再処理維持基準規則を踏まえた必要な安全対策を行う。

再処理施設の安全対策に係る基本方針を以下に示す。詳細については別紙3に 示す。

再処理施設においては、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯 蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)について最優先で安全対策を進め

廃止措置計画用設計津波(以下,「設計津波」という)及び廃止措置計画用設計 地震動(以下「設計地震動」という)に対して、両施設の健全性評価を実施する とともに必要な安全対策を実施する。

両施設に関連する施設として、両施設の重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩 壊熱除去機能)を維持するために、事故対処設備(電源車、可搬ポンプ等)を用 いて必要な電力やユーティリティ(冷却に使用する水や動力源として用いる蒸気) を確保することとし、それらの有効性の確保に必要な対策(保管場所及びアクセ スルートの信頼性確保,人員の確保等)を実施する。

**竜巻、火山などの外部事象に対しても両施設の重要な安全機能(閉じ込め機能** 及び崩壊熱除去機能)を維持するために必要な対策を実施する。

高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発 棟 及びそれらに関連する施設以外の施設については、令和2年7月までにリスク に応じた安全対策の実施内容及び工程を定め、その後、必要な安全対策を実施す る。

7に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対 策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。また、 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策で整備する設備についても性能維持施 設とし,逐次廃止措置計画に反映する。

○その他記載の適正化(検討の 進捗に伴う記載の修正)

### 5.1.2 性能維持施設の安全対策

各施設の今後の使用計画を踏まえた上で、施設が保有する放射性物質によるリ スクに応じて再処理維持基準規則を踏まえた必要な安全対策を行う。

再処理施設の安全対策に係る基本方針を以下に示す。詳細については別紙3に 示す。

再処理施設においては、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯 蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)について最優先で安全対策を進め

廃止措置計画用設計津波(以下「設計津波」という。)及び廃止措置計画用設計 │○その他記載の適正化 地震動(以下「設計地震動」という。)に対して、両施設の健全性評価を実施する とともに必要な安全対策を実施する。

両施設に関連する施設として、両施設の重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩 壊熱除去機能)を維持するために、事故対処設備(電源車、可搬ポンプ等)を用 いて必要な電力やユーティリティ(冷却に使用する水や動力源として用いる蒸気) を確保することとし、それらの有効性の確保に必要な対策(保管場所及びアクセ スルートの信頼性確保,人員の確保等)を実施する。

**竜巻、火山などの外部事象に対しても両施設の重要な安全機能(閉じ込め機能** 及び崩壊熱除去機能)を維持するために必要な対策を実施する。

高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発 棟 及びそれらに関連する施設以外の施設については、リスクに応じた安全対策の ┃ ○その他記載の適正化(進め方 実施内容及び工程を定め、その後、必要な安全対策を実施する。

## (1) 設計地震動,設計津波,設計竜巻,火山事象

安全対策の検討に用いる設計地震動,設計津波,設計竜巻,火山事象について, 以下のとおり定めた。

## ①設計地震動の策定

「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」(平成25年 6月19日 原管地発第1306191号 原子力規制委員会決定)及び「基準地震動 及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(平成25年6月19日 原管地発第1306192

- に関する記載の見直し)
- ○その他記載の適正化(項目の 追加)
- ○令和2年8月3日付同意の 廃止措置計画書内容の反映 ○番号の見直し

変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
	号 原子力規制委員会決定) に基づき設計地震動を策定する。	
	設計地震動の策定に当たり実施する地質・地質構造評価については、隣接す	
	る原子力科学研究所の JRR-3 原子炉施設での敷地周辺及び敷地近傍の地質・地	
	質構造評価を参照する。	
	設計地震動の策定に当たり選定する敷地に大きな影響を及ぼすと予想され	
	る地震及び地震動については, JRR-3 原子炉施設における地震動評価のうち敷	
	地周辺で想定される検討用地震を参照し,以下に示す地震学的見地から想定す	
	ることが適切な地震及び地震動を考慮している。	
	「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」	
	・ F1断層〜北方陸域の断層〜塩ノ平地震断層による地震	
	• 2011 年東北地方太平洋沖型地震	
	・ 茨城県南部の地震	
	「震源を特定せず策定する地震動」	
	• 加藤ほか (2004) による応答スペクトル	
	・ 2004 年北海道留萌支庁南部の地震	
	以上を踏まえ,再処理施設における「敷地ごとに震源を特定して策定する地	
	<b>震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、不確かさを考慮した</b>	
	地震動評価を行い,設計地震動 Ss を策定した。	
	設計地震動の策定について別紙4に示す。	
	②設計津波の策定	○令和2年8月3日付同意の
	「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」(平成25年6月19日原	廃止措置計画書内容の反映
	管地発第 1306193 号 原子力規制委員会決定)に基づき設計津波を策定する。	○番号の見直し
	設計津波の策定に当たり選定する敷地に最も影響を及ぼす波源については、	
	隣接する原子力科学研究所の JRR-3 原子炉施設での津波評価を参照し,以下に 一古地電学的見地など相宗士スことが適切な波源な考慮している。	
	示す地震学的見地から想定することが適切な波源を考慮している。 2011 年東北地大大平洋沖町地震洋流	
	<u>・2011 年東北地方太平洋沖型地震津波</u>	
	・茨城県沖から房総沖に想定する津波 海洋プレート内地震	
	・海洋プレート内地震	
	・海域の活断層による地殻内地震	
	・陸上及び海底での地すべり並びに斜面崩壊	
	・火山現象	
	以上を踏まえ、再処理施設に最も影響を与える津波波源を想定し、不確かさ	
	を考慮した津波評価を行い、設計津波を策定した。	
	設計津波の策定について別紙5に示す。	
	   ③設計竜巻の設定	   ○令和 2 年 8 月 3 日付同意の
	「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成 26 年 9 月 17 日原規技発第	廃止措置計画書内容の反映
	1409172 号原子力規制委員会決定)に基づき, 再処理施設の敷地で想定される基	
	1100112 7///1 7///川女貝石以札/10至 20, 市代社地政の放地(心足で作る至	

変 更 前(令和2年5月変更)		備考
	準竜巻・設計竜巻及びそれらから導かれる設計荷重に対して、防護措置その他の適切な措置を行う。 竜巻に対する防護措置を行うための設計竜巻の最大風速は、100 m/s とした。 設計竜巻の設定等について別紙 6 に示す。	
	④火山事象の想定  「原子力発電所の火山影響評価ガイド」(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 13061910 号原子力規制委員会決定)に基づき影響を評価する。 想定する火山事象について別紙 7 に示す。 再処理施設への火山影響を評価するため、再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 50 cm, 粒径 8.0 mm 以下,密度 0.3 g/cm³(乾燥状態)~1.5 g/cm³(湿潤状態)の降下火砕物に対し、防護措置その他適切な措置を行うよう検討する。 安全上重要な施設は、想定される火山事象が発生した場合においても安全機能を損なわないものとし、火山影響評価を踏まえて、防護措置その他の適切な措置を行うよう検討する。	<ul><li>○令和2年8月3日付同意の 廃止措置計画書内容の反映</li><li>○番号の見直し</li></ul>
(1)施設の重要度分類 安全上重要な施設に係る安全対策に関しては、高放射性廃液貯蔵場(HAW) 及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能 (閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)に係る施設・設備の維持について代替 策を含めて <u>令和2年7月までに</u> 対策(要否を含む)を検討する。検討の結果, 必要な場合は安全対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	(2)安全上重要な施設 安全上重要な施設に係る安全対策に関しては、高放射性廃液貯蔵場(HAW) 及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能 (閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)に係る施設・設備の維持について代替 策を含めて対策(要否を含む)を検討する。検討の結果、必要な場合は安全 対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	<ul><li>○番号の見直し</li><li>○記載の適正化(項目名の修正)</li><li>○記載の適正化(進め方に関する記載の見直し)</li></ul>
(2) 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施内容 ① 内部火災対策 ・火災等による損傷の防止については、施設内に火災が発生した場合においても高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替策を含めて合和2年7月までに対策(要否を含む)を検討する。検討の結果、必要な場合は安全対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	(3) 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策の実施内容 ① 内部火災対策 ・火災等による損傷の防止については、施設内に火災が発生した場合においても高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替策を含めて対策(要否を含む)を検討する。検討の結果、必要な場合は安全対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	<ul><li>○番号の見直し</li><li>○記載の適正化(進め方に関する記載の見直し)</li></ul>
② 地震対策 再処理施設の地震による損傷の防止に係る基本方針を以下に示す。 ・高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用することから、令和20年頃までの維持期間を想定し、設計地震動に対して重要な安全機能(閉じ込	② 地震対策 再処理施設の地震による損傷の防止に係る基本方針を以下に示す。 ・高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用することから、令和20年頃までの維持期間を想定し、設計地震動に対して重要な安全機能(閉じ込	

変 更 前(令和2年5月変更)

め機能及び崩壊熱除去機能)が損なわれることのないよう,以下の対策を 講じる。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家並びにこれら建家に設置されている重要な安全機能を担う施設は、設計地震動に対して耐震性を確保する。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟に電力やユーティリティを供給する既設の恒設設備(外部電源及び非常用発電機,蒸気及び工業用水の供給施設)は,設計地震動に耐えるようにすることが困難であることから,代替策としての有効性を確認した上で事故対処設備として配備する設備等が使用できるよう必要な対策を実施する。

- ・設計津波への対策として設ける施設(漂流物防護柵等)についても,設計 地震動に対して耐震性を確保するよう設計する。
- ・上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画 的に廃止措置を進めることができるよう、それぞれの耐震上のリスクに応 じた対策を講じることとする。

事故対処設備の間接支持構造物である高放射性廃液貯蔵場(HAW)の建家については、設計地震動による地震力が作用した際に建家支持地盤の接地圧について余裕が少なくなるおそれがあることから、確実に建家の耐震性を確保するために建家周辺の地盤改良工事を行い、地震時の建家の振動を抑制する対策を実施する。また、地盤改良工事の範囲に高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟を接続するT21トレンチを含めることにより、T21トレンチの耐震性も確保する。(別紙4参照)。

ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、耐震評価を継続し、必要な対策を整理して令和2年7月に変更申請を行う。

#### ③ 津波対策

再処理施設の津波による損傷の防止に係る基本方針を以下に示す。

・高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス 固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、工程洗浄や系 統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用することから、令和 20 年頃 までの維持期間を想定し、設計津波に対して対策を講じることとする。具 体的には、設計津波の敷地への浸入が想定されるものの高放射性廃液貯蔵 場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家 内へは浸入させない措置を講じるとともに、有効性を確認した上で事故対 処設備として配備する設備等が使用できるよう必要な対策を実施する。設 計津波により想定される漂流物から高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス 変 更 後

め機能及び崩壊熱除去機能)が損なわれることのないよう,以下の対策を 講じる。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家並びにこれら建家に設置されている重要な安全機能を担う施設は、設計地震動に対して耐震性を確保する。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟に電力やユーティリティを供給する既設の恒設設備(外部電源及び非常用発電機,蒸気及び工業用水の供給施設)は、設計地震動に耐えるようにすることが困難であることから、代替策としての有効性を確認した上で事故対処設備として配備する設備等が使用できるよう必要な対策を実施する。

- ・設計津波への対策として設ける施設(漂流物防護柵等)についても、設計 地震動に対して耐震性を確保するよう設計する。
- ・上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画 的に廃止措置を進めることができるよう、それぞれの耐震上のリスクに応 じた対策を講じることとする。

事故対処設備の間接支持構造物である高放射性廃液貯蔵場(HAW)の建家については、設計地震動による地震力が作用した際に建家支持地盤の接地圧について余裕が少なくなるおそれがあることから、確実に建家の耐震性を確保するために建家周辺の地盤改良工事を行い、地震時の建家の振動を抑制する対策を実施する。また、地盤改良工事の範囲に高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟を接続するT21トレンチを含めることにより、T21トレンチの耐震性も確保する。(別紙8参照)。

## ○記載の適正化

○記載の適正化(進め方に関す る記載の見直し)

備考

#### ③ 津波対策

再処理施設の津波による損傷の防止に係る基本方針を以下に示す。

・高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス 固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、工程洗浄や系 統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用することから、令和 20 年頃 までの維持期間を想定し、設計津波に対して対策を講じることとする。具 体的には、設計津波の敷地への浸入が想定されるものの高放射性廃液貯蔵 場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家 内へは浸入させない措置を講じるとともに、有効性を確認した上で事故対 処設備として配備する設備等が使用できるよう必要な対策を実施する。設 計津波により想定される漂流物から高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス

## 7/26

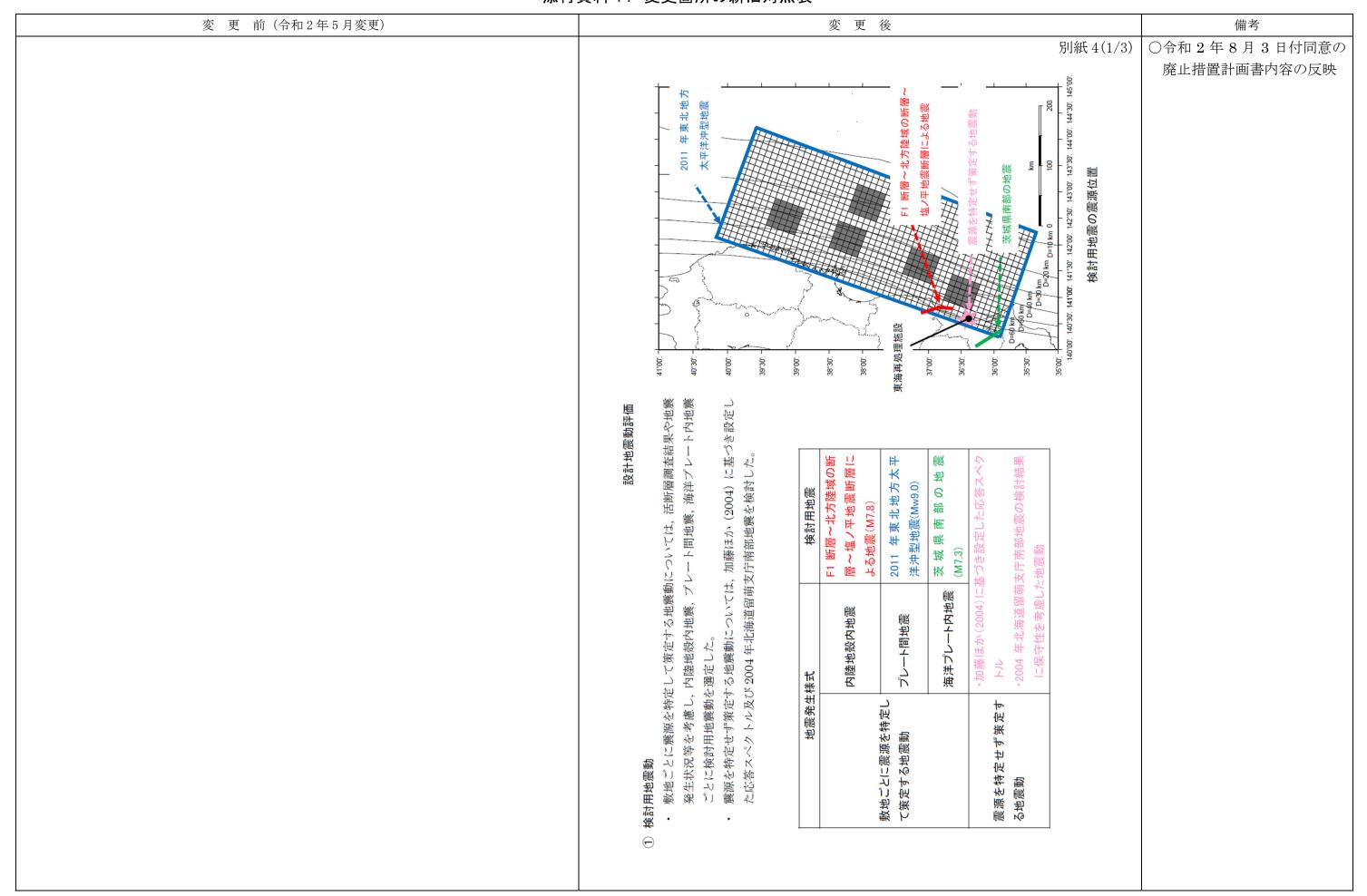
添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表		
変 更 前(令和2年5月変更)	変 更 後	備考
固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟を防護するための防護柵を	固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟を防護するための防護柵を	
設置するとともに、設計津波に対し、建家外壁の一部の強度を向上させる	設置するとともに、設計津波に対し、建家外壁の一部の強度を向上させる	
ための補強を実施する。	ための補強を実施する。	
・上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画	・上記以外の施設については,今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画	
的に廃止措置を進めることができるよう、リスクに応じた対策を講じるこ	的に廃止措置を進めることができるよう,リスクに応じた対策を講じるこ	
ととする。	ととする。	
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については津波対策		○記載の適正化(進め方に関す
の検討を継続し、必要な対策を整理して令和2年7月に変更申請を行う。		る記載の見直し)
・ <u>設計</u> 津波による津波高さは,高放射性廃液貯蔵場(HAW)で「東京湾平均海	・ <u>設計</u> 津波による津波高さは,高放射性廃液貯蔵場(HAW)で「東京湾平均海	
面」(以下「T.P.」という。) +14.2 m, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラ	面」(以下「T.P.」という。) +14.2 m, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラ	
ス固化技術開発棟でT.P.+12.8 m と評価している。	ス固化技術開発棟でT.P.+12.8 m と評価している。	
④ 竜巻対策	④ 竜巻対策	
・竜巻による損傷の防止については,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス	・竜巻による損傷の防止については,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス	
固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家の健全性評価(設計	固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家の健全性評価(設計	
飛来物の設定を含む)を実施し、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊	飛来物の設定を含む)を実施し、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊	
熱除去機能) が維持できるよう代替策を含めて対策を検討 <u>し令和2年7月</u>	熱除去機能)が維持できるよう代替策を含めて対策を検討 <u>する</u> 。	○記載の適正化(進め方に関す
<u>に変更申請を行う。</u>		る記載の見直し)
⑤ 火山対策	⑤ 火山対策	
・火山による損傷の防止については,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス	・火山による損傷の防止については,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス	
固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家の健全性評価を実施	固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の建家の健全性評価を実施	
し、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよ	し、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよ	
う代替策を含めて対策を検討 <u>し令和2年7月に変更申請を行う</u> 。	う代替策を含めて対策を検討 <u>する</u> 。	○記載の適正化(進め方に関する記載の見直し)
⑥ 溢水対策	⑥ 溢水対策	<b>3</b> FE 17( × 7 <b>3</b> FE • 7)
・再処理施設内における溢水による損傷の防止については, 高放射性廃液貯	・再処理施設内における溢水による損傷の防止については, 高放射性廃液貯	
蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重	蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重	
要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替	要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替	
策を含めて <u>令和2年7月までに</u> 対策(要否を含む)を検討する。検討の結	策を含めて対策(要否を含む)を検討する。検討の結果、必要な場合は安	○記載の適正化(進め方に関す
果、必要な場合は安全対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	全対策の実施内容及び工程を定め、変更申請を行う。	る記載の見直し)
(3)事故対策	(3)事故対策	
重大事故等対処施設については、事故対処施設・設備(代替設備を含む)	重大事故等対処施設については、事故対処施設・設備(代替設備を含む)	
に係る有効性評価を実施し、高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術	に係る有効性評価を実施し,高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術	
開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能(閉じ込め機能及び	開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟の重要な安全機能(閉じ込め機能及び	

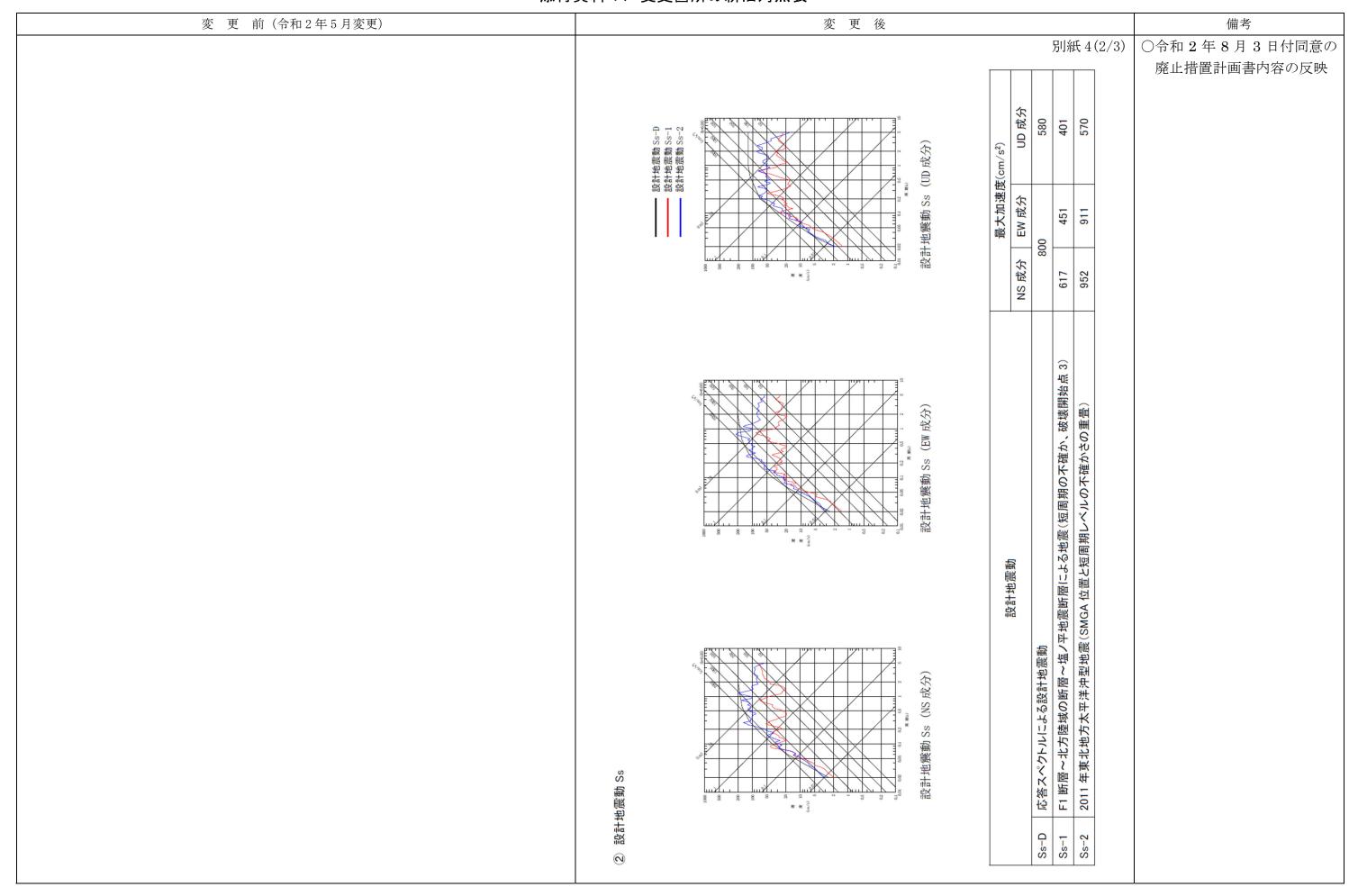
変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替策を含めて対策を検討 <u>し令和2年7</u> 月に変更申請を行う。	崩壊熱除去機能)が維持できるよう代替策を含めて対策を検討 <u>する</u> 。	○記載の適正化(進め方に関す る記載の見直し)
5.1.3 性能維持施設の設備,その性能,その性能を維持すべき期間	5.1.3 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間	
変更なし	変更なし	
5.2 廃止措置における安全対策	5.2 廃止措置における安全対策	
変更なし	変更なし	
5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策	5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策	
変更なし	変更なし	
5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策	5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策	
変更なし	変更なし	
5. 2. 3 事故防止対策	5. 2. 3 事故防止対策	
変更なし	変更なし	
5. 2. 4 労働災害防止対策	5. 2. 4 労働災害防止対策	
変更なし	変更なし	
5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 変更なし	5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 変更なし	
変文なし 	変文なし 	
以上	. 以	、 上
表1 主要な廃止措置対象施設 (1/16) ~ (16/16)	表 1-1 主要な廃止措置対象施設(1/16)~(16/16)	○令和2年8月3日付同意の
表変更なし	表変更なし	廃止措置計画書内容の反映
表 2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値	表 1-2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値	
(主排気筒,第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表変更なし	(主排気筒,第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) 表変更なし	
表 2-2 処理済廃液の放出管理目標値	表 1-2-2 処理済廃液の放出管理目標値	
表変更なし	表変更なし	
表3 廃止措置の基本的なステップ	<u>表 1-3</u> 廃止措置の基本的なステップ	
表変更なし	表変更なし	

添り資料し、変更固所の新旧対照表		
変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
表4 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	表 1-4 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量	○令和2年8月3日付同意の
表変更なし	表変更なし	廃止措置計画書内容の反映
<u>表 5-1</u> 廃止措置工程表	<u>表 1-5-1</u> 廃止措置工程表	
表変更なし	表変更なし	
表 5-2 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程	<u>表 1-5-2</u> 再処理維持基準規則を踏まえた主な安全対策に関する工程	
表略	表変更なし	
<u>表 5-3</u> 工程洗浄に関する工程	<u>表 1-5-3</u> 工程洗浄に関する工程	
表変更なし	表変更なし	
<u>表 5-4</u> ガラス固化処理に関する工程	<u>表 1-5-4</u> ガラス固化処理に関する工程	
表変更なし	表変更なし	
表 6 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量	<u>表 1-6</u> 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量	
表変更なし	表変更なし	
<u>表 7</u> 性能維持施設設 (1/17)	<u>表 1-7</u> 性能維持施設(1/17)	
表変更なし	表変更なし	
<u>表 7</u> 性能維持施設設 (2/17)	<u>表 1-7</u> 性能維持施設(2/17)	
表変更なし	表変更なし	
<u>表7</u> 性能維持施設設(3/17)~(17/17)	表 1-7 性能維持施設(3/17)~(17/17)	
表変更なし	表変更なし	
表 7-1 安全上重要な施設一覧 (1/5)	表 7-1 安全上重要な施設一覧 (1/5)	
削除	変更なし	
表 7-1 安全上重要な施設一覧 (2/5)	表 7-1 安全上重要な施設一覧 (2/5)	
削除	変更なし	
表 7-1 安全上重要な施設一覧 (3/5)	表 7-1 安全上重要な施設一覧 (3/5)	
削除	変更なし	
表 7-1 安全上重要な施設一覧 (4/5)	表 7-1 安全上重要な施設一覧 (4/5)	
		1

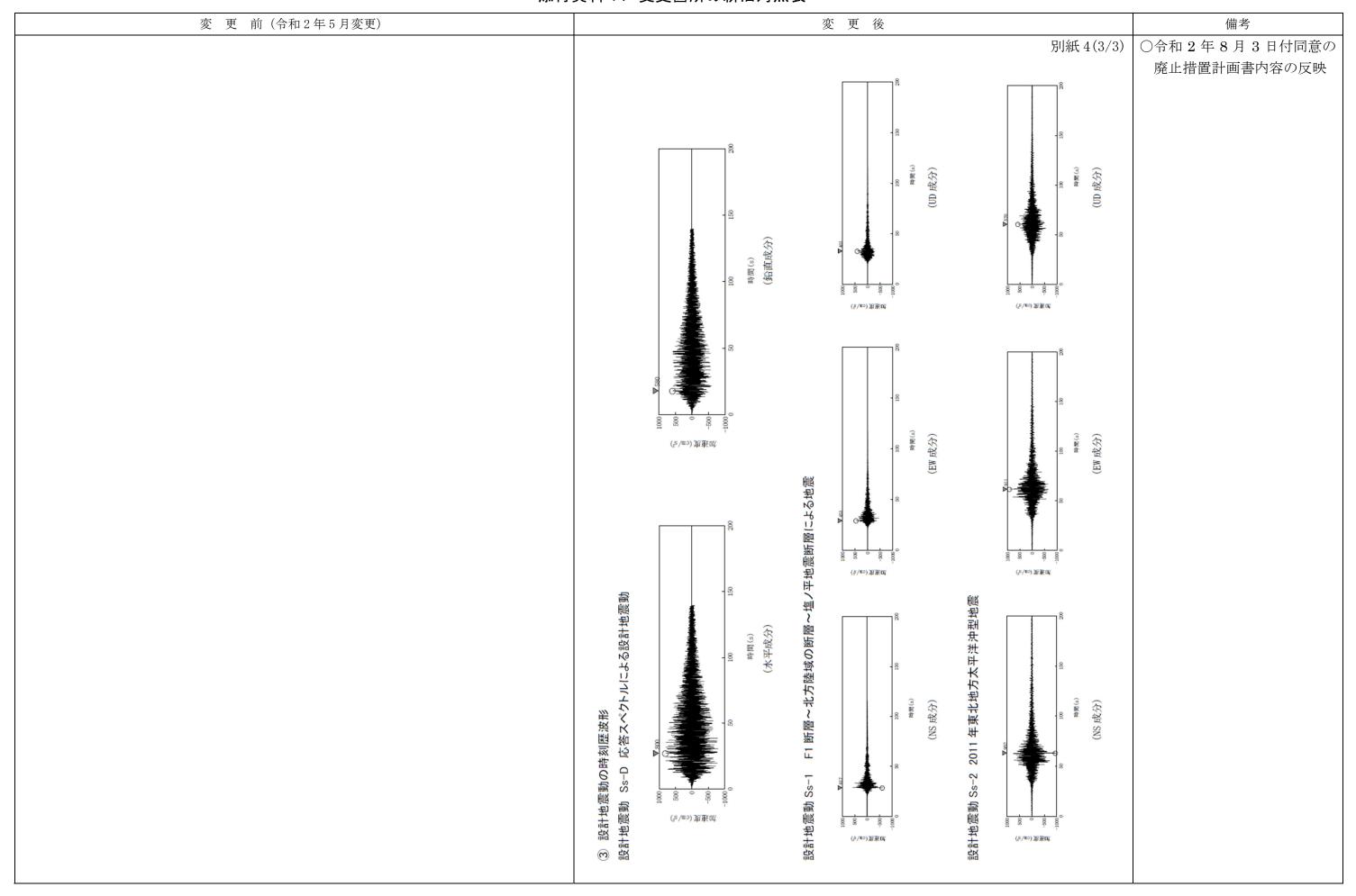
変 更 前 (令和 2 年 5 月変更)	変更後	備考
表 7-1 安全上重要な施設一覧 (5/5)	表 7-1 安全上重要な施設一覧 (5/5)	
削除	変更なし	
表 7-2 Sクラス施設(1/5)	表 7-2 S クラス施設 (1/5)	
削除	変更なし	
表 7-2 Sクラス施設(2/5)	表 7-2 S クラス施設 (2/5)	
削除	変更なし	
表 7-2 Sクラス施設(3/5)	表 7-2 S クラス施設 (3/5)	
削除	変更なし	
表 7-2 S クラス施設 (4/5)	表 7-2 S クラス施設 (4/5)	
削除	変更なし	
表 7-2 Sクラス施設 (5/5)	表 7-2 Sクラス施設(5/5)	
削除	変更なし	
図 変更なし		
図 1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置	図 1-1 再処理施設の敷地及び廃止措置対象施設の配置	○令和2年8月3日付同意の
		廃止措置計画書内容の反映
	別紙 1 別紙 1	
   高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全上重要な施設の多重化	高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全上重要な施設の多重化	
変更なし(削除)	変更なし(削除)	
	別紙 1 別紙 1	
高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策	高放射性固体廃棄物の取出しが完了するまでの安全対策	
変更なし	変更なし	
	別紙 2 別紙 2	
	אַאַרוּע ב אַאַרוּע	
低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価	低放射性濃縮廃液及び廃溶媒に係るリスク評価	
変更なし	変更なし	

変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
別紙 3	別紙 3	
再処理施設の廃止措置に係る安全対策の進め方について	再処理施設の廃止措置に係る安全対策の進め方について	
廃止措置段階にある再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場(MP)等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、最優先で安全対策を進める必要がある。  このため、想定される津波及び地震から両施設を守ることが重要であり、廃止措置計画用設計津波(以下「設計津波」という。)及び廃止措置計画用設計地震動(以下、「設計地震動」という。)を想定し、両施設の健全性評価を速やかに実施するとともに必要な安全対策を	射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW)と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場(MP)等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟については、最優先で安全対策を進める必要がある。  このため、想定される津波及び地震から両施設を守ることが重要であり、設計津波及び設計地震動を想定し、両施設の健全性評価を速やかに実施するとともに必要な安全対策を実	○その他記載の適正化
実施することが最優先の課題となる(優先度 I)。 また、両施設に関連する施設として、両施設の重要な安全機能(閉じ込め機能、崩壊熱除去機能)を維持するために必要な電力やユーティリティ(冷却に使用する水や動力源として用いる蒸気)の供給についても上記に準じて優先度が高い。しかしながら、これらを担う既設の恒設設備(外部電源及び非常用発電機、蒸気及び工業用水の供給施設)について	設の恒設設備(外部電源及び非常用発電機,蒸気及び工業用水の供給施設)について	
は、一般施設として建設されたものや、建設当時の設計で耐震重要施設とはなっていない (既認可上で B 類、C 類)ことから、設計津波や設計地震動から守ることが困難である。この ため、事故対処設備(電源車、可搬ポンプ等)を用いて必要な安全機能の維持を図ることと し、それらの有効性の確保に必要な対策(保管場所及びアクセスルートの信頼性確保、人員の確保等)を実施する(優先度 $II$ )。		
さらに、津波や地震と比較し施設への影響は小さいと想定されるものの、竜巻、火山などの外部事象に対しても両施設の重要な安全機能を守るために必要な対策を実施する(優先度Ⅲ)。		
高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外の施設については, 津波, 地震, その他外部事象等に対してリスクに応じた安全対策を実施することとし, 順次, 対策を進める(優先度IV)。	高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟及びそれらに関連する施設以外の施設については, 津波, 地震, その他外部事象等に対してリスクに応じた安全対策を実施することとし, 順次, 対策を進める(優先度IV)。	
以上	以上	





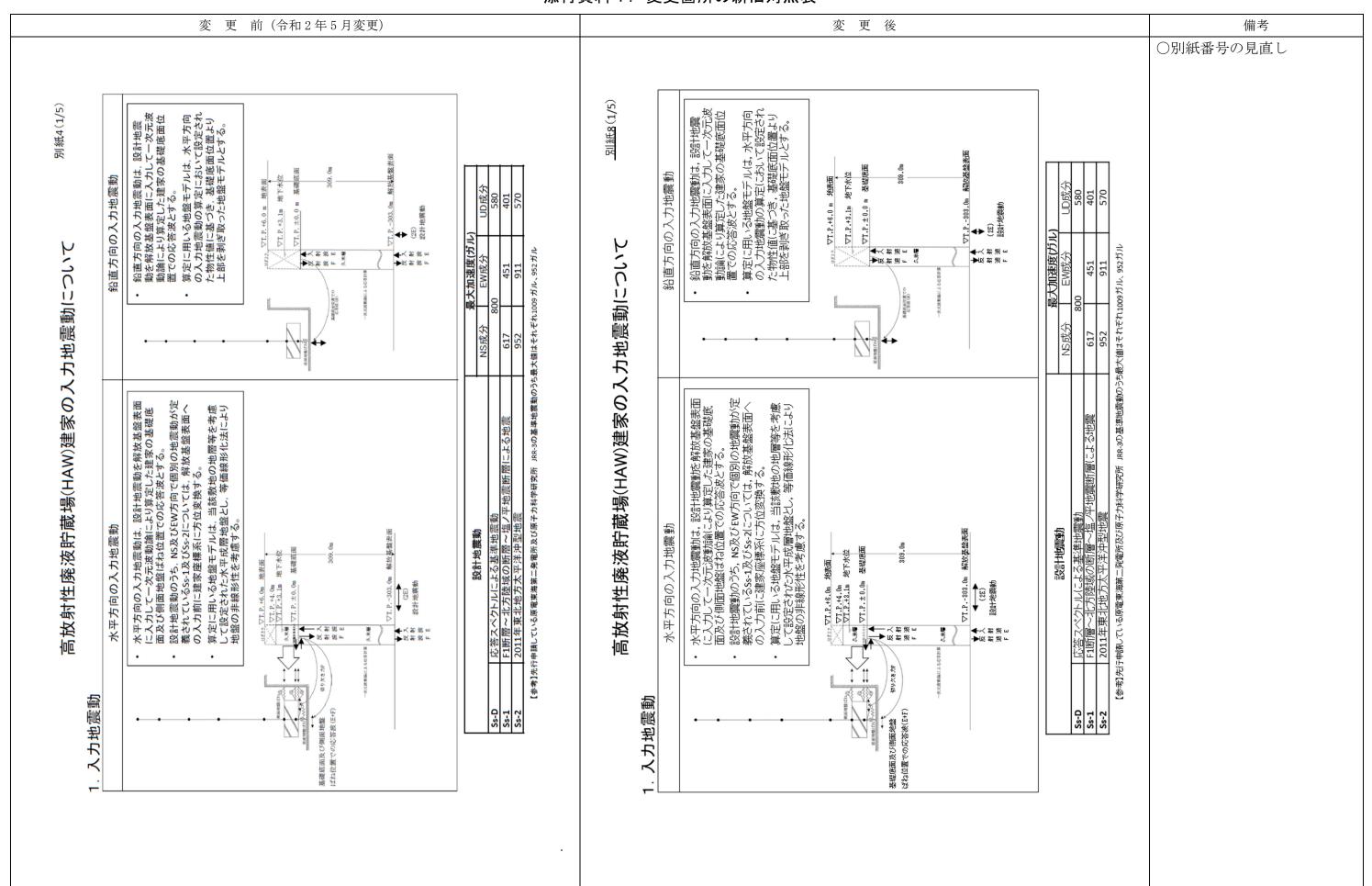
添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表



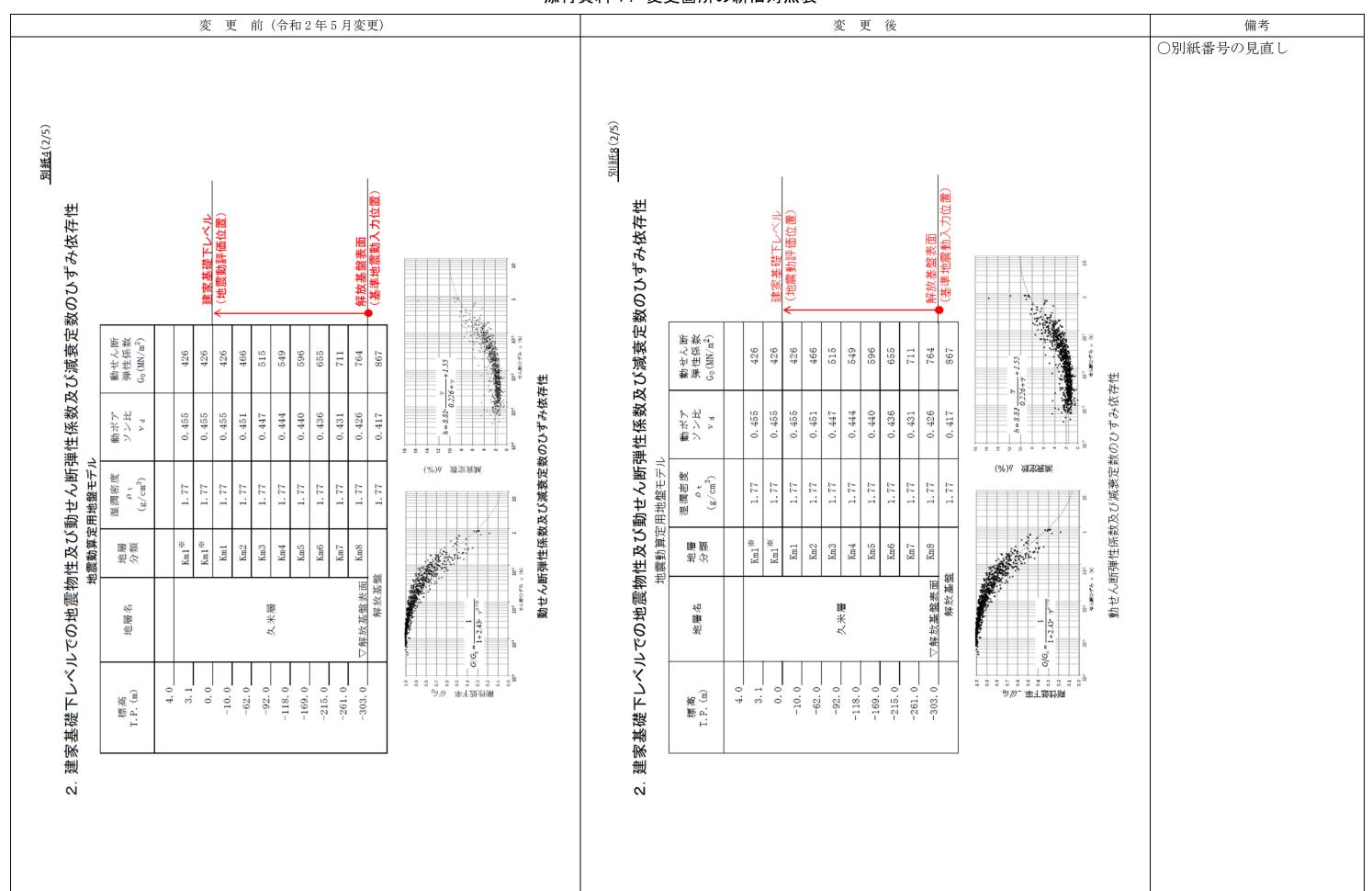
変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
	別紙 5	○令和 2 年 8 月 3 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映
	の6年 別度	
	<ul> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	

変更後	備考
別紙 6	○令和 2 年 8 月 3 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映
し、設計竜巻 (し、設計竜巻 (104 (104 (加速) (加速) (加水s) を (加水s) を (加水s) を (ルア率 (ルアッタ) (ルアッタ) (ルアッタ) (カアッタ) (	
に沿って実施 単位面積当た (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (個/年/ (四/年/ (ロ/年	
Fのフロー心 第生数**1 361 11月~2016年3月 大風速 92 I 大風速 92 I 大風速 92 I 小げード が第の影響 電影性がある。 電影の最大 電影性がある。 (m) 330	
に従い、以下 画権 (km2) 約57,700 約57,700 約57,700 高巻による最 電巻による最 最大風速 が少な、不 速(は、基準 風は、基準 (m/s) 85	
まの設定 地域は竜巻( 中縄県の治 計地域 計地域 計地域 計地域 13とは平坦な 15 15 15	
・	
・ 再処理施設の基準電巻・設計電巻の設定は「原子力発電100 m/s とした。 電 着検討地域の設定 ・総観場の気象条件に電巻検討地域を設定 ・過去最大電巻による最大風速(V <sub>B1</sub> )及びバ ザード曲線による最大風速(V <sub>B2</sub> )を比較 で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	章電後、設計電影の設定は「原子力発電所の電影影響評価ガイド」に従い、以下のフローに沿って実施し、設計電影は電差検討地域の設定       電券検討地域の設定         電券検討地域の設定       福島県一神県県の沿岸を設定       第4枚面積当上りの発生数が最も必換検認を設定         場の気象条件に電巻検討地域を設定       福島県一沖県県の沿岸を設定       113×10 <sup>-4</sup> 素種巻にお意大風速(VB.) 及び       福島県一沖県県の沿岸を設定       113×10 <sup>-4</sup> 本電台におしての最大風速(VB.) 及がのが、地形効果の影響はお高大風速を設定       11.13×10 <sup>-4</sup> 本電台に関するデーク数が少な、不確実性があることを考慮       76         は、最大風速を設定       ・電台に関するデーク数が少な、不確実性があることを考慮         は、配うの       ・電台に関するデーク数が少な、不確実性があることを考慮         設計電響をの場大風速を設定       ・電台に関するデーク数が少な、不確実性があることを考慮         設計電響をの場大個速を設定       第本電影 機が電像 移動速度 商大銀線 配大銀線 配大銀線 配大銀線 配大銀線 配大銀 (FF)         職業所面がイドの記載等に従い、気圧低 高大銀線 (m/s) (m/s

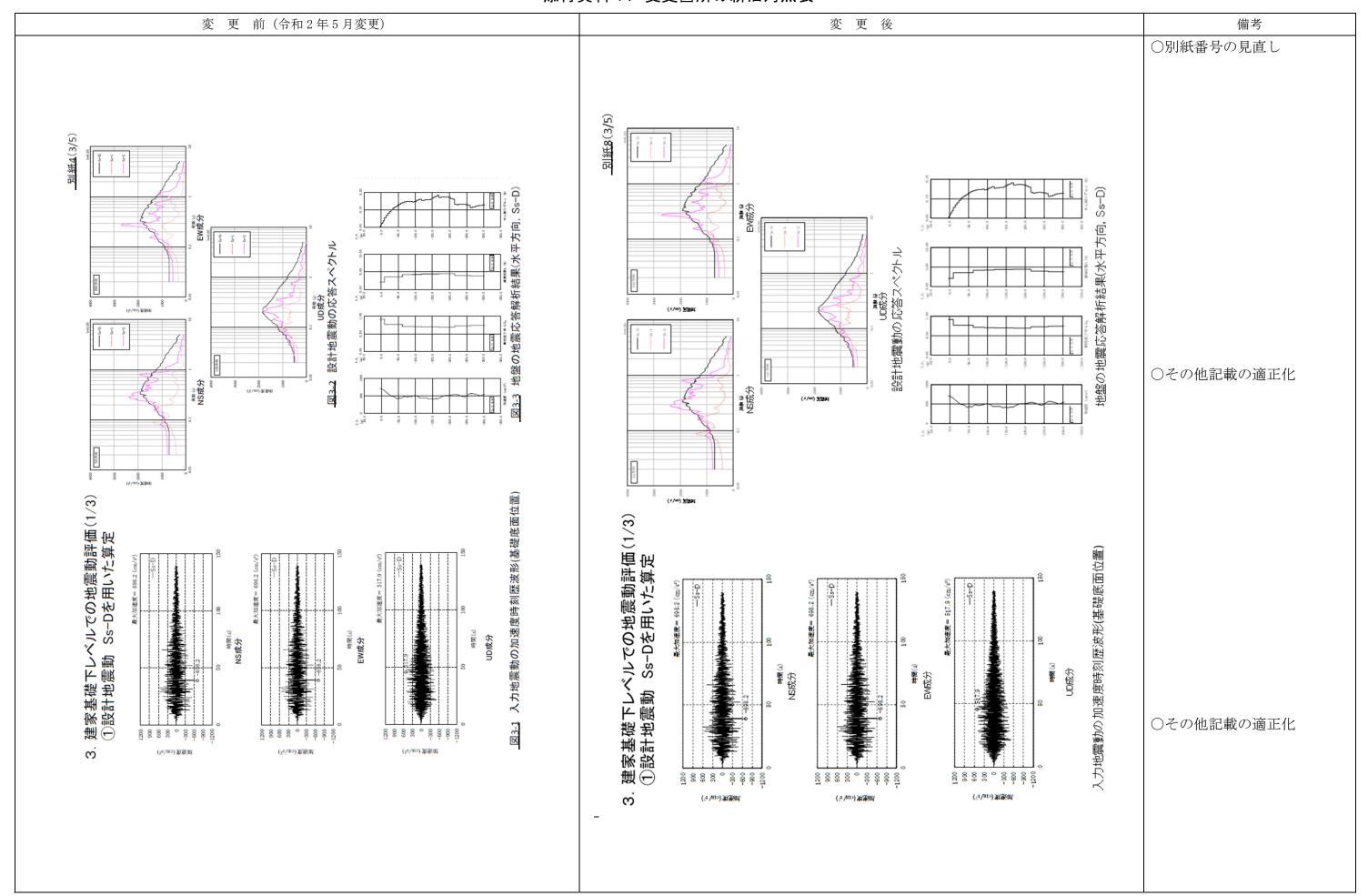
変 更 前(令和2年5月変更)				変更後	2					備考
		こよる影響が想定された。	噴火規模及び く山を抽出した。					別紙 7	○令和 2 年 8 月 3 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映	
	火山影響評価	価ガイド」に基づき評価を実施した。 再処理施設に影響を及ぼし得る事象として降下火砕物によ	:山(32火山存在)について、火山の活動履歴、 処理施設に影響を及ぼし得る火山として、13外 ozとを言う(「原子力発電所の火山影響評価ガイド」より)	げる火山活動の特徴の検討結果から、対応不1 パノロの開口及び地殻変動)が再処理施設に影ない。	し得る火山事象の抽出> とぼし得る火山事象として、降下火砕物による影響が想定され、影響評価に用いて得る火山事象として、降下火砕物による影響が想定され、影響評価に用い、火山から発生する飛来物(噴石)、火山ガス及びその他の、影響を及ぼす事象はない。 音楽を及ぼす事象はない。	設定値	50 cm	첫 ]	乾燥状態:0.3 g/cm³ 湿潤状態:1.5 g/cm³	
		・再処理施設の火山影響評価は「原子力発電所の火山影響評価ガイト・文献調査や降下火砕物シミュレーションを実施した結果、再処理加	く再処理施設に影響を及ぼし得る火山の抽出> ・ 敷地を中心とする半径160 kmの範囲の第四紀*火山(32火山存在)について、火山の活動履歴、噴火規模及び その影響範囲、将来の活動可能性の検討を行い、再処理施設に影響を及ぼし得る火山として、13火山を抽出した。 *「第四紀」とは地質年代の1つで、258 万年前から現在までの期間のことを言う(「原子力発電所の火山影響評価ガイド」より)	く抽出された火山の火山活動に関する個別評価> ・ 抽出された火山の敷地からの離隔及び敷地周辺における火山活動の特徴の検討結果から、対応不可能な火山事 象(火砕物密度流,溶岩流、岩屑なだれ他,新しい火口の開口及び地殻変動)が再処理施設に影響を及ぼす可 能性は十分に小さく、モニタリングの対象となる火山はない。	〈再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象の抽出〉 <ul> <li>・ 再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象として、降下火砕物による影響が想定され、影響評価に用いる条件を以下のとおり設定した。なお、火山性土石流、火山から発生する飛来物(噴石)、火山ガス及びその他の火山事象については、再処理施設への影響を及ぼす事象はない。</li> <li>・ 再処理施設への影響を及ぼす事象はない。</li> <li>・ 東・再処理施設で規定される降下火砕物の影響の規定値</li> </ul>		<b>当</b> 園	粒径	段	
		・再処理施設・文献調査や	V	Ÿ	Ÿ					



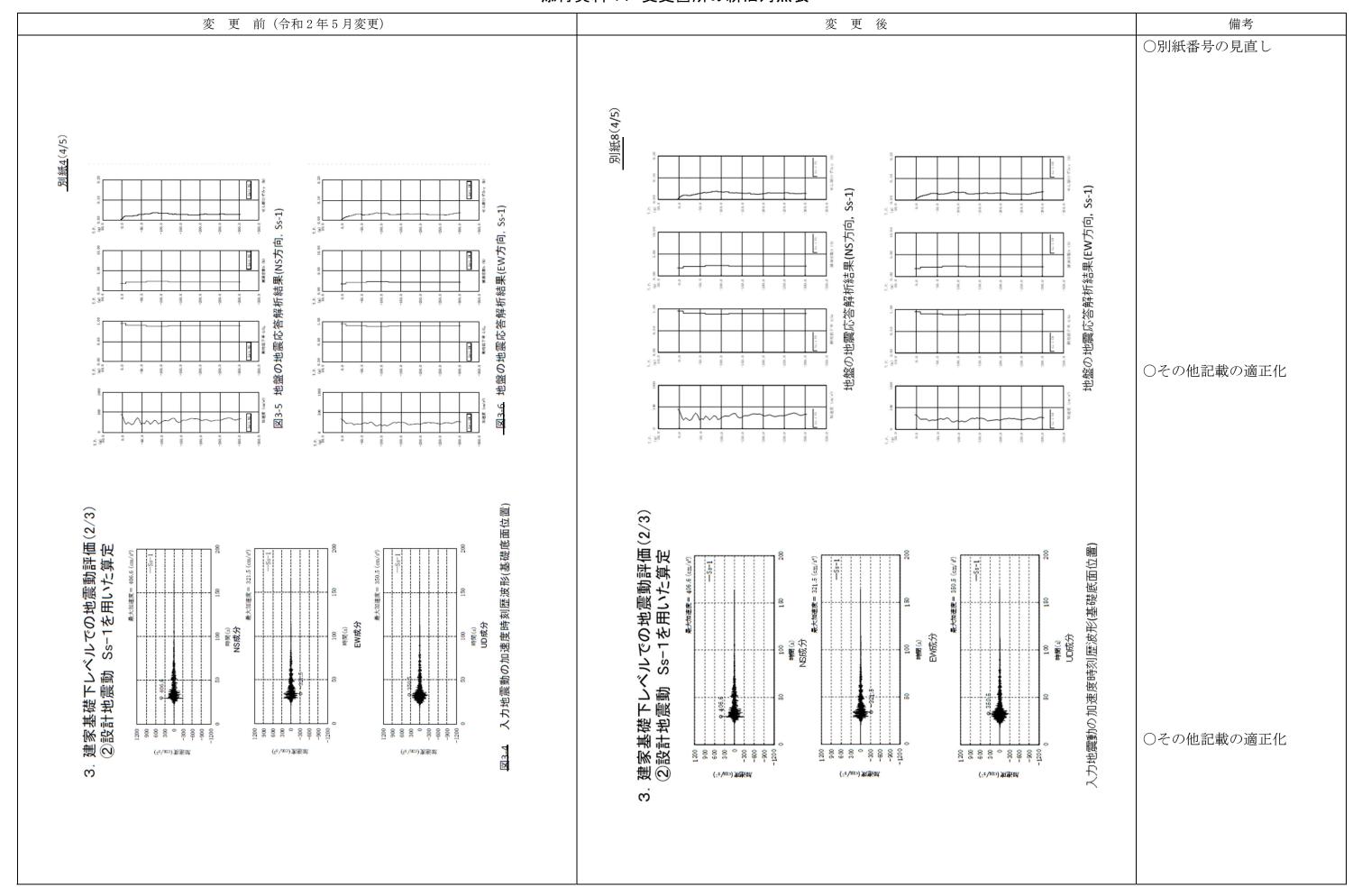
添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表



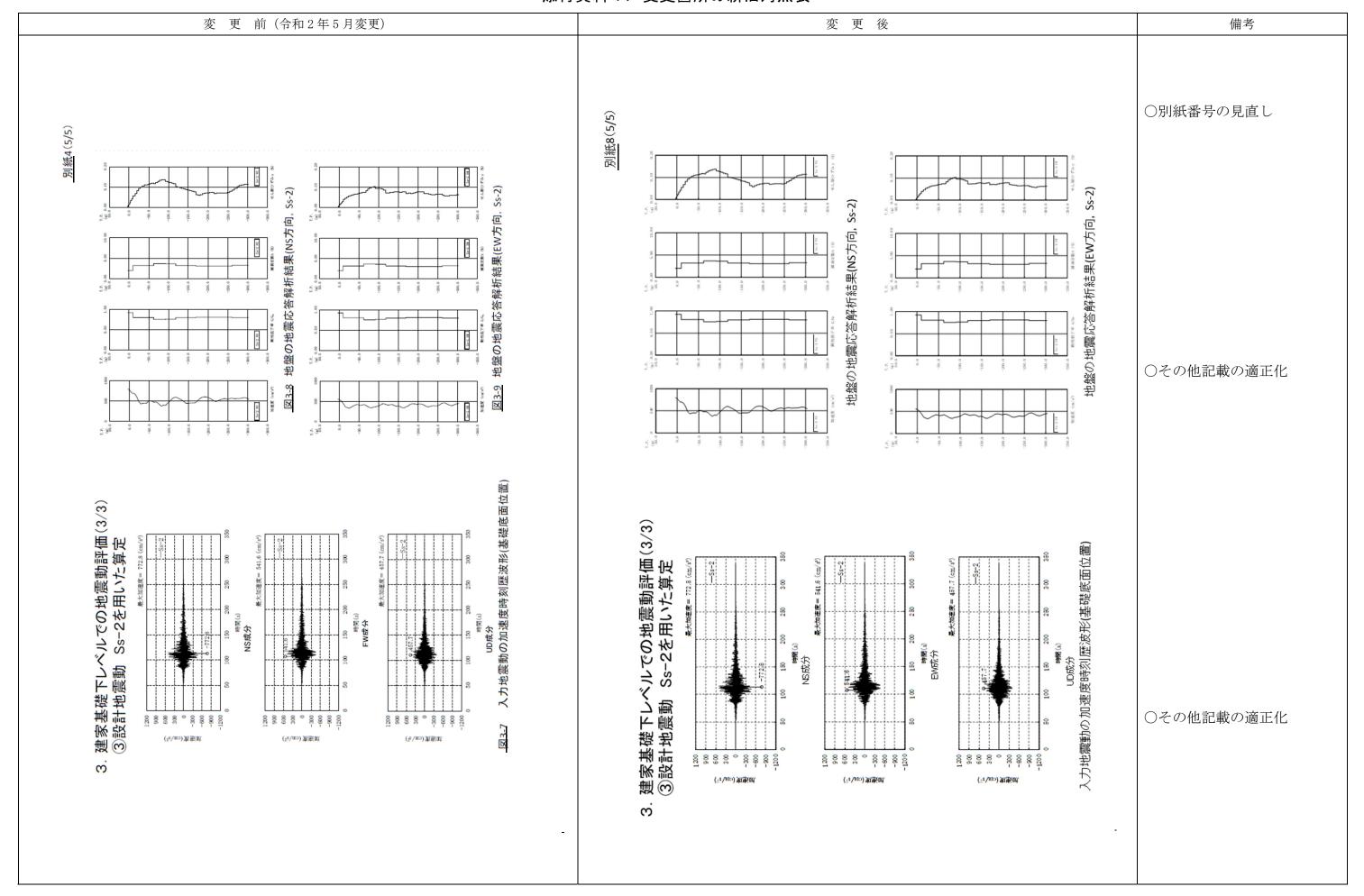
添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表



添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表



添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表



変 更 前(令和2年5月変更)		備考
別紙 4 (1/5)	別紙 4(1/5)	
削除	変更なし	
別紙 4 (2/5)	別紙 4 (2/5)	
削除	変更なし	
別紙 4 (3/5)	別紙 4 (3/5)	
削除	変更なし	
別紙 4 (4/5)	別紙 4 (4/5)	
削除	変更なし	
別紙 4(5/5)	別紙 4 (5/5)	
削除	変更なし	

変 更 前(令和2年5月変更)	変更後	備考
	添付資料 2	添付資料 2
放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法(概要)	放射性廃棄物の発生量及び廃棄の方法(概要	長)
1. 放射性廃棄物の発生量	1. 放射性廃棄物の発生量	
変更なし	変更なし	
2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方	2. 放射性廃棄物の種類と処理・処分の考え方	
変更なし	変更なし	
2.1 放射性気体廃棄物	2.1 放射性気体廃棄物	
変更なし	変更なし	
2.2 放射性液体廃棄物	2.2 放射性液体廃棄物	
変更なし	変更なし	
2.3 放射性固体廃棄物	2.3 放射性固体廃棄物	
変更なし	変更なし	
3. 既存施設における処理と貯蔵	3. 既存施設における処理と貯蔵	
3.1 高レベル放射性廃棄物	3.1 高レベル放射性廃棄物	
変更なし	変更なし	
3.2 低レベル放射性廃棄物	3.2 低レベル放射性廃棄物	
3.2.1 固体廃棄物	3.2.1 固体廃棄物	
変更なし	変更なし	
3. 2. 2 液体廃棄物	3. 2. 2 液体廃棄物	
変更なし	変更なし	
4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理	4. 新規施設における減容処理及び廃棄体化処理	
変更なし	変更なし	
	以上	以上

変 更 前 (令和 2 年 5 月変更)		備考
<u>表 8</u> 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 略	<u>表 2-1</u> 放射性液体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵量 表 変更なし	○令和 2 年 8 月 3 日付同意の 廃止措置計画書内容の反映
表 9 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵(保管)量	表 2-2 放射性固体廃棄物の貯蔵場所ごとの種類と貯蔵(保管)量	
表略	表変更なし	
表 10 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体	<u>表 2-3</u> 解体の対象となる施設から発生する低レベル放射性廃棄物(固体	
及び液体)の推定発生量	及び液体)の推定発生量	
表略	表変更なし	
図略	図の変更なし	
図2 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ	図 2-1 各施設間の主要な放射性廃棄物の流れ	